二　当該船員の氏名
三　面接指導を行つた医師の氏名
四　次条の規定による医師の意見
（心理的な負担に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取）
第三十二条の十四　船舶所有者は、第三十二条の十二第一項の規定による面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。　（新設）
（心理的な負担に関する面接指導実施後の措置）
第三十二条の十五　船舶所有者は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業の場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。　（新設）
（第三十二条の八第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務）
第三十二条の十六　船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者を除く。）は、常時使用する船員について、検査及び医師による面接指導を行うように努めなければならない。　（新設）
（心身の状態に関する情報の取扱い）
第三十二条の十七　船舶所有者は、この省令の規定による措置の実施に関し、船員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、船員の健康の確保に必要な範囲内で船員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。　（新設）
2　船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
（高所作業）
第五十一条　船舶所有者は、床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　作業に従事する者に保護帽及び墜落制止用器具を使用させること。
二～五　（略）
2　船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行わせてはならない。
（舷外作業）
第五十二条　船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等舷外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　作業に従事する者に墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用させること。
二・三　（略）
四　作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等の舷外排出及び投棄を禁止すること。
五・六　（略）
2　前条第二項の規定は、前項の作業を行う場合に、準用する。

（高所作業）
第五十一条　船舶所有者は、床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させること。
二～五　（略）
2　船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行なわせてはならない。
（げん外作業）
第五十二条　船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。
二・三　（略）
四　作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等のげん外排出及び投棄を禁止すること。
五・六　（略）
2　前条第二項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。